

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

・地域の人口構造

皆野町の人口は平成 27 年国勢調査で 10,133 人と、前回調査より 755 人減 (6.9% 減) となっている。この結果から、全国 (0.8%減)・埼玉県 (1.0%増) と比較して人口減少が顕著であることがわかる。国立社会保障・人口問題研究所による将来推計では、本町の人口は 2040 年で 6,048 人まで減少すると予想されている。

また、最新の平成 30 年 5 月 31 日の人口は 9,831 人と人口減少が続く一方で、高齢化率は、35.6%と高い水準となっている。

・産業構造及び中小企業者の実態

皆野町の産業構造を平成 27 年国勢調査における産業大分類別就業者数で見ると、製造業が 1,171 人で全体の 24.6%を占めており産業構造の中心であるといえる。多くは中小企業や小規模事業者であり、近年は近隣工業団地への転出が進む一方で新規参入は乏しく、企業数、従業員数とも減少している。また、少子高齢化の進行による人手不足や生産設備の老朽化が課題となっている。

こうした状況のなか、本町が第 5 次総合振興計画に掲げる「住んでみたいまち、住み続けたいまち・ときめきの皆野」を実現するためには、中小企業者を中心とした地域経済の活性化が必要である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく「皆野町先端設備等導入促進基本計画」(以下、「導入促進基本計画」という。)を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことにより、労働生産性の向上を図り、経営の安定と雇用の確保につなげるとともに地域経済の更なる発展を目指す。

皆野町は、導入促進基本計画に沿って中小企業等から提出される先端設備等導入計画に対しては、積極的に認定する。

これを実現するための目標として、計画期間中における先端設備等導入計画の認定件数の目標を 3 件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものを

いう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

皆野町における産業構造を踏まえ、多様な産業の多様な設備投資を幅広く支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

ただし、太陽光発電設備（太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備）については、景観との調和や生活環境に与える影響に配慮する必要があることを踏まえて対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、皆野町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

皆野町の産業は、多様な業種の中小企業及び小規模企業で占めており、それら企業の振興を図ることが生産性の向上にも繋がるため、本計画の対象業種は全ての業種を対象とし、本計画において労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

・雇用安定への配慮

人員削減を目的とした取組を導入促進基本計画の認定対象としない等、設備の導入に伴う人員増が労働生産性の評価に不利とならないよう、雇用の安定に配慮する。

・健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては導入促進基本計画の認定対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

- ・町税等を滞納している者は、導入促進基本計画の認定対象としない。